

障害者計画「中間のまとめ」区民説明会意見及び区の考え方(案)

月日	ご意見	区の考え方
12/14	就労する年代になって初めて就労支援を行うのではなく、将来就労できる人材を育てる教育が重要であるので、就労支援と教育との連携も重要だと思う。	<p>現在、就労に関する具体的な取組みとして、区立中学校において職場体験実習を行っており、実習先の確保などについて障害者就労支援センターと連携を図っております。</p> <p>今後は、障害者就労・雇用の普及啓発活動として行っている講演会等の事業周知を区内中学校（特別支援学級）や教育センター等へ積極的に行うなど更なる連携した取組みを行ってまいります。</p>
12/14	災害時の障害者・児の支援については、災害時要援護者名簿への登録をすればいいが、日常的にも支援をしていきたいと思っている。高齢者向けの緊急連絡カードを65歳未満の障害者にも適用してはどうか？	<p>日常的に障害者を支える仕組みづくりの必要性は認識しております。個人情報に関する課題に対応しながら、今後は障害者基幹相談支援センターを中心とした障害者とその家族を地域全体で支えるコミュニティの形成の検討を行ってまいります。</p> <p>なお、区では障害者への支援として、緊急連絡先や必要な支援等を記載できる「ヘルプカード（計画事業 5-4-1）」を作成し、障害者への配付を行っております。これは緊急連絡カードのようにご自宅に設置するものではありませんが、障害者本人が日頃から携帯し、発災時や何か困ったことが起きた場合などに必要な支援や配慮を受けることができるようにするためのものです。</p> <p>このヘルプカードを効果的に活用していただくため、現在周知に努めているところですが、今後もより積極的な普及啓発を行い、障害者の災害に対する備えや周囲の助け合う体制を整えてまいります。</p>

<p>12/20</p>	<p>地域で障害がある子と無い子が共に育ちあう、と謳っている事の内容は具体的には何か。</p>	<p>現在、特別支援学級設置校では、特別支援学級に在籍する児童・生徒と通常の学級に在籍する児童・生徒との交流を促すため「交流及び共同学習」を進めており、昨年度策定したガイドラインに基づき各学校で取り組んでいるところです。</p> <p>また、文部科学省から受託した「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」を昨年度から進めております。その中で、子どもたちにどのような合理的配慮を提供していくべきか等についての研究実践を行うなど、教育活動の改善を図っております。</p> <p>さらに、障害者計画「5 計画事業」の 4-5 に掲げる事業を始め、「保育園障害児保育（事業番号 4-3-4）」や「幼稚園特別保育（4-3-5）」等の事業を実施していくことにより、障害の有無に関わらず全てのお子さんが地域で安心して過ごし、育つことのできる環境づくりを進めてまいります。</p>
<p>12/20</p>	<p>児童発達支援センターの放課後支援サービスについて具体的に聞きたい。</p>	<p>教育センター内の放課後等デイサービスについては、療育の必要な学齢児を対象とし、これまで要望の大きかった児童発達支援事業からの切れ目のない療育の提供を目指しています。そのため、本事業は小学生を主な対象として実施する予定です。</p> <p>中高生につきましては“びおら”や“JOY”での放課後等デイサービスをご検討ください。</p>
<p>12/21</p>	<p>計画には金のことが出てこない。障害者も生活していくのに金がかかるが、その金はどこから出てくるのか、この計画では分からない。 縦割りで計画を策定するとしても、部署が違っており、調整を付かないといけないのではないか。また、金が足りなくならないか。大まかな数字くらいは示した方が良いのではないか。</p>	<p>障害者計画は障害者施策の方向性や計画事業を示すものであるため、ご指摘のとおり、本計画では予算を示しておりません。</p> <p>予算については本計画を踏まえ、利用実績やその年の財政状況に応じ年度ごとに計上しております。なお、一部の事業については基本構想実施計画の中で予算規模をお示ししております。</p>

<p>12/21</p>	<p>障害者といっても障害の程度がそれぞれ違い、自立に向けて、それに適した仕事が必要だろう。本人の為にも、障害があることで支援を受けるだけでなく、社会復帰のために自分でできることは行い、周りも理解しないといけないだろう。</p>	<p>ご指摘のとおりであると区でも認識しております。</p> <p>就労が可能である方に対しては、区の就労支援センターが支援を行うとともに、就労を継続するためにジョブコーチの派遣なども行っております。また、計画を検討している障害者部会においても、障害者もできることは自分たちで行っていくべきという旨の意見が挙がっており、親計画である地域福祉保健計画でも互助という考え方を主要項目の中で掲げているところです。それぞれの障害の特性や状況に応じ、適正にサービスを提供していきながら、ご本人の自立や社会参加を促していきたいと考えております。</p>
<p>12/21</p>	<p>地域福祉推進協議会での進行管理とあるが、PDCA サイクルを行うのは誰か。</p>	<p>計画(P)は、地域福祉推進協議会や障害者部会において、障害当事者や関係者等によって計画を策定します。また、事業の実施(D)は区や社会福祉協議会等を中心に行い、年に一度、事業の実績や計画の達成状況等を基に区が評価(C)を行います。またその結果については、地域福祉推進協議会に報告いたします。改善(A)については、進行管理の対象となる事業についてその達成状況を踏まえながら、必要に応じて年度ごとに区が見直しを行っていく仕組みとなっております。</p>